

平成二十年一月十一日受領
答弁第三六九号

内閣衆質一六八第三六九号

平成二十年一月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の内容は承知している。

二について

平成十二年五月の天皇后陛下によるオランダ御訪問に関して、外務省はオランダ御訪問に必要な関連資料を宮内庁に提供しており、同資料作成作業に御指摘の元外務省職員も従事していた。

三から五までについて

外務省としてはお尋ねの「記述」に示されている事実関係のすべてを把握しているわけではなく、また、御指摘の元外務省職員が携わった御訪問の準備作業の過程の詳細について明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、外務省職員の秘密保持義務については、個別具体の事例に即して判断すべきものであり、外務省として一概にお答えすることは困難である。

六について

オランダ出身の慰安婦を含め、慰安婦問題に関する政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである。オランダ側関係者に対しては、このような我が国政府の基本的立場などにつき説明してきている。

七について

外務省として、お尋ねの「記述」によってオランダとの関係において我が国の国益が損なわれたとは考えていない。